

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
1 自治会について	自治振興交付金を1世帯400円から800円に増額すること。	市民協働部 (市民活動支援課)	自治会を取り巻く環境は、少子高齢化の影響を受け、役員の担い手不足、加入者の減少、加入者の財政的・労力的な負担増、非加入者との不公平感の増大等、年々厳しさが増していることを鑑み、地域自治活動の財源である自治振興交付金の増額を図るべく、令和8年度当初予算編成において、増額要求に向け準備を進めております。
	市政協力員報償金を増額すること。	市民協働部 (市民活動支援課)	前述のとおり、自治会を取り巻く環境は年々厳しさが増していることに伴い、地域と行政との連携において重要な役割を担う市政協力員への負担が増大していることを鑑み、令和8年度当初予算編成において、基本額の増額要求に向けて準備を進めております。
	自治会の維持方法として、自治会に加入している者とそうでない者との差別化を図る以外、自治会を維持していく方法はないと思う。他に妙案があったら是非、示してほしい。（※令和5年度より継続）	市民協働部 (市民活動支援課)	自治会加入の有無により、行政において差別化を図ることはできないものと考えております。 市といたしましては、自治会加入世帯数に応じ自治振興交付金を交付することにより、微力ではございますが、自治会運営を支援しているところでございます。 平時の自治会活動や大規模災害時における共助の重要性を踏まえ、自治会加入メリットの周知に努めてまいります。
	令和6年度は、自治会への寄付金、負担金等は強制されるものではないとの回答であったが、中には集金競争を煽り立てる組織もある。支払いをしない自治会が村八分的な扱いにならないか伺う。	市民協働部 (市民活動支援課)	寄付金・拠出金・負担金等につきましては、自治会にご協力をお願いしておりますが、強制されるものではなく、自治会の総意によりご判断いただいております。 本市といたしましても、ご意見のとおり、これらの負担の有無により差別的な取り扱いがあってはならないものと考えており、また、行政において差別的な取り扱いをすることはございません。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
	5 自治会加入率を上げるため、区費を下げる必要がある。そのため、大きな負担となっている社協、消防団、赤十字及び歳末助け合い募金など、自治会からの負担金徴収をなくしてほしい。	市民協働部 (市民活動支援課)	自治会の負担軽減を図るため、令和7年度に自治会への縁の募金及び港まつり協賛金の集金依頼を終了いたしました。 引き続き、ご意見にありますように、自治会の窮状について関係部署に周知を図るとともに、各種負担金の納入の是非について検討を依頼してまいります。
1 自治会について	6 社会福祉協議会の会費は、地元地区社会福祉協議会に地域で支払った会費の30%しか還元されておらず、70%は市社協全体で使うとの方針だが、自治会加入率が50%強の状態で自治会に入らない50%弱の住民を含め、全体で70%の会費を使うのは不公平である。会費還元率を60%に変更できないか伺う。	福祉部 (福祉相談課)	木更津市社会福祉協議会に確認したところ「木更津市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法に基づき、地域全体の福祉向上を使命とする団体です。同法第4条では、地域住民が互いに尊重し合い、参加し、共に暮らす地域社会の実現を目指すことが求められています。 社協の活動資金は、会員の会費、寄付金、市や県からの委託事業収入、補助金などの財源によって支えられています。これらの資金は、自治会への加入に関係なく、地域全体の福祉のために活用されており、法の理念と人道的な観点からも、誰もが対象となるべきものと考えられています。 しかしながら、会費の公平性に関するご懸念を真摯に受け止め、未加入世帯の方も含めた住民の皆様が「社協の活動が自分たちの地域に役立っている」と実感できるよう、自治会の加入促進につなげるためにも情報発信や対話の場の充実にも努めてまいります。 そして、一般会費の趣旨や使途についてより丁寧にご説明を重ね、自治会・地区社協の皆様との協働を一層強化してまいります。」と回答がありました。 会費の還元率については、地域の実情や公平性の観点からも継続的に市として働きかけてまいります。
	7 自治会の高齢化が問題となっているが、若者が役員に就くことで、若い世代に向けた自治会活動の充実に繋がり、自治会加入率の向上につながると考える。若者が自治会役員に就きたくなるような良い方策はなないか。	市民協働部 (市民活動支援課)	ご意見のとおり、自治会活動に若い世代を取り込むことは、市といたしましても大変重要であると認識しております。 本市では、自治会活動をはじめ地域自治を支援し、さらに推進するため、各公民館を拠点として活動する地区まちづくり協議会を設立していただいております。 また、市民の交流や協働によるまちづくりをさらに促進するため、現在15館ある公民館を来年4月1日から地域交流センターに移行することにより、これまで公民館を利用できなかった若しくは利用しなかった方にも、地域交流センターをご利用いただき、世代・職種・分野等を問わず、多くの方にとって身近で利用しやすい施設にしたいと考えております。 これらの取り組みを通じ、若い世代に地域自治への関心を持っていただき、役員の担い手の確保につなげてまいりたいと考えております。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
1 自治会について	8 ごみステーションの管理をはじめ、地域自治については自治会を中心とした地域の皆様が協調性、調和をもって運営されていることから、自治会に加入していくことの重要性を強く要望したい。	市民協働部 (市民活動支援課)	自治会の活動は、平時の地域づくりだけでなく、大規模災害時における「共助」の力を発揮するうえでも、非常に重要な役割を担っています。市といたしましても、自治会に加入することの意義を広く周知し、地域のつながりを強める取り組みを進めてまいります。
2 防犯について	1 町内会で設置している防犯カメラの市での設置を要望したい。	市民協働部 (地域共生推進課)	町内会等が設置する防犯カメラにつきましては、令和8年度から、設置費用の一部を市が補助する制度を検討しているところでございます。 なお、予算の確保が必要なため、正式にお知らせできるのは3月下旬以降となります。 また、市が設置する防犯カメラは、犯罪の抑止・予防を図るとともに、犯罪が発生した際には、警察からの依頼により記録映像を提供し、捜査資料として活用しております。設置場所につきましては、木更津警察署と協議のうえ、市内の犯罪発生状況を踏まえ、選定しております。
	2 防犯灯（LED）のリース契約終了後の維持管理について、自治会負担とするのか市負担とするのかを検討していると聞いているが、これまでの検討状況及び今後の方針について伺う。（※令和4年度より継続）	市民協働部 (地域共生推進課)	10年前にLED化した防犯灯につきましては、当初、リース契約終了後は、各自治会へ返還することをしておりましたが、令和8年度以降の維持管理につきましては、自治会の負担軽減を図る観点から、新規設置も含め、市で一括管理する方向で検討しております。 なお、予算の確保が必要なため、正式にお知らせできるのは3月下旬以降となります。
3 都市整備について	1 アクアライン（上り）片道3車線化が可能かどうかを伺う。	都市整備部 (土木課)	アクアラインの6車線化を含めた、東京湾岸の交通容量拡充方策について、県や本市を含めた関係市で組織する、「東京湾環状道路並びに関連道路建設促進期成同盟」において、中長期的な視点から検討されるよう、国に要望しているところです。市といたしましては、引き続き、県や関係市と協力し、検討が進むよう要望してまいりたいと考えております。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
3 都市整備について	2 金田西地区の信号機の早期設置をお願いしたい。	市民協働部 (地域共生推進課)	金田西地区の信号機の設置につきましては、市で現地を確認したうえで、木更津警察署を通じて、千葉県公安委員会と千葉県警察本部に対し依頼いたしました。
	3 生活道路の安心安全対策として、交差点の抜け道となる道路側の一時停止に係る注意喚起をしてほしい。	市民協働部 (地域共生推進課)	本項目の具体的な内容について確認したところ、具体的には金田西地区の抜け道とのことでしたので、市で現地を確認したうえで、木更津警察署に対し、一時停止に係る取締りのパトロールを実施していただけるよう依頼いたしました。
	4 中野畠沢線の進捗状況及び今後の対応について伺う。 (※令和5年度より継続)	都市整備部 (土木課) (管理用地課)	中野畠沢線（中野工区）につきましては、平成29年度から千葉県が事業着手しております、現在は橋梁上部工を施工しております。 中野畠沢線（桜井工区）につきましては、令和5年度から工事に着手しております。今年度は、道路予定地の伐根等を実施しております。 中野畠沢線（貝渕工区）につきましては、桜井工区の工事と並行して、用地取得に着手できるよう、準備を進めてまいります。 中野畠沢線（中央工区、新田工区）につきましては、現在着手時期は未定ですが、現在実施している事業の進捗状況を見ながら、着手時期を検討してまいります。
	5 朝の通学時間にかけ、請西方面からの車が集中し、危険な状況となっている県道269号線の渋滞緩和として、都市計画道路（千束台～請西東）の早期開通を要望する。 令和5、6年度と用地取得交渉業務を進めているとの回答であったが、事業全体で、どの程度の取得が必要で、そのうち現在の取得状況はどうなっているのか伺う。 (※令和5年度より継続)	都市整備部 (管理用地課)	事業全体で必要とされる用地面積は約22,000m <sup>2</sup> であり、現時点では木更津市名義の土地を含め約1,100m <sup>2</sup> を取得しております。 引き続き、早期開通に向け、千葉県と連携し事業を進めてまいります。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
3 都市整備について	6 岩根西地区の排水対策について、農地の排水路を使っているが、個人住宅・集合住宅等が増えている中で、雨水の調整池役の田んぼが減り、水位が急に上がり道路が冠水する状況であるが、この対策について伺う。	都市整備部 (都市政策課)	開発行為（建築物の建築を目的とした造成行為）を行う際は、その土地に降った雨の一部を貯留することができる施設を、敷地内に設置することとしています。降雨時は、雨水が貯留施設に一時的に貯留され、時間差で排水路へ放流されるため、排水路の急激な水位上昇が防止されます。この設置基準を明確にするため、令和7年2月18日に雨水流出抑制施設整備指導指針を策定し、令和7年4月1日より施行しております。
	7 清見台南一丁目の一部は下水道が整備されていないが、同箇所の整備予定及び今後の市内全体の下水道整備予定を伺う。	都市整備部 (下水道推進室)	清見台南一丁目の汚水未整備の区域につきましては、当該区域が現在整備を進めている雨水整備の区域と重なっております。雨水管は污水管よりも深く整備する必要があるため、雨水管の整備を優先して実施しております。今後、雨水管の整備が完了次第、下流側にあたる祇園一丁目から順次、污水管の整備を進めていく予定となっております。また、市内全体の下水道整備計画につきましては、現在、祇園一・四丁目、清川一・二丁目、長須賀、請西一丁目、桜井新町四・五丁目などの地域において整備を進めております。さらに、今年度より新たに真舟地区の下水道整備にも着手しており、今後も計画的に整備を進めてまいります。
	8 下水道整備区域内における浄化槽使用者への下水道接続指導を強くしていただきたい。併せて、下水道への接続が困難かつ単独処理浄化槽の場合には、合併処理浄化槽にするよう指導願いたい。	都市整備部 (下水道推進室) 環境部 (資源循環推進課)	(都市整備部) 整備区域内において下水道未接続の浄化槽使用者につきましては、文書による通知や現地訪問を通じて、公共下水道への接続を促しているところです。今後も引き続き、接続の指導を継続してまいります。 (環境部) 下水道への接続が困難で、かつ単独処理浄化槽を使用している世帯に対しては、生活環境の向上および公共水域の水質保全の観点から、合併処理浄化槽への転換を積極的に啓発してまいります。市ホームページや広報等を通じて周知を図るとともに、下水道計画区域外において単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している方々には、合併処理浄化槽設置事業補助金を活用していただくよう、転換の促進を図ってまいります。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
3 都市整備について	9 自治会の高齢化が進み、今まで自治会が作業していた道路路肩の除草をお願いしたい。また、道路の改良も含めた対応をお願いしたい。	都市整備部 (土木課)	道路路肩の除草につきましては、防草シート設置により毎年除草を行っていた箇所を減らしていき、その分新たに箇所を除草できるよう試みているところです。また、道路の改良という点につきましても、舗装工事の際に歩車道ブロックとの境に防草ゴムを設置するなど、様々な取り組みを行っております。道路を常に良好な状態に保持するため、職員一同、努力しているところですが、市内全域を隅々まで管理することは困難でありますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。
	10 小櫃川の有効活用について、オーガニックシティの名にふさわしく日常生活と自然が密接にできたら良い。小櫃川の河川敷を整備してバーベキューや川遊び、釣りなどができたら、よりオーガニックな街になると思うが如何か。	経済部 (観光振興課)	小櫃川につきましては、千葉県の管理であることから河川敷の整備や活用の可能性について、県と協議してまいります。
4 空き家対策について	1 雑草の繁茂など、管理されていない空き家について、昨年の回答は所有者へ現状の情報提供や助言書を送付しているとのことであったが、放置されたままで改善されていないのが現状である。より実効的な対応はできないのか。（※令和5年度より継続）	都市整備部 (住宅課)	令和6年度に自治会から要望のありました空家等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）に基づき、現地調査及び所有者調査を行い、所有者に対し、空家等の現在の状況に関する情報提供や助言書を送付し、空家の修繕、樹木の伐採など、適切な管理をお願いしたところです。そのうち1件については、特定空家等（著しく危険となるおそれがある状態の空家等）として認定し、所有者と協議を重ね、解決に至ったところです。他の空家等につきましても、引き続き、助言、指導を行ってまいります。また、令和7年度には、2023年12月に施行された改正空家法において導入された管理不全空家等（そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがある空家等）について、指導・勧告を行い、早期対応を促しております。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
5 木更津飛行場周辺のまちづくりについて	1 吾妻の文化芸術施設を多くの市民が利用できるよう、木更津駅を起点にしたバス路線ではなく、市の南北を結ぶ格安バス路線を新設し、アクセス等の便宜を図ってほしい。	企画部 (地域政策室)	市では、吾妻公園文化芸術施設の供用開始にあわせ、イオンタウン株式会社が運行している巡回バスのルート延伸やシャトルバスの導入など、協議・検討を進めています。今回ご提案いただいた内容を含め、施設利用者の移動手段の確保・充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。
	2 吾妻の文化芸術施設のうち、市民ホール会場設備の広さや音響問題等の再検討をしてほしい。	企画部 (地域政策室)	吾妻公園文化芸術施設整備事業については、令和4年度に「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想・基本計画」を策定した後、令和5年度に「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画」、令和6年度に「吾妻公園文化芸術施設等基本設計」を取りまとめ、今年度は詳細な設計図等を作成する「実施設計」の段階を迎えています。このため、現時点でのホールの面積拡大について、再検討することは困難な状況であることにつき、ご理解賜りたいと考えております。 また、音響設備については、主に文化団体や学校等の音楽利用を想定し、十分なものとなるよう整備を図ってまいります。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
6 環境行政について	1 有害鳥獣への対策として、個人でできることや気を付けることはあるか伺う。	環境部 (環境政策課)  経済部 (農林水産課)	<p>(環境部)</p> <p>一般的に鳥獣が人里に降りてくる要因は、餌と住処(すみか)を探しに来るためと言われています。街中でみられる例としては、食品の食べ残しを農地に撒くことや、ごみステーションのごみに動物が寄り付くことが可能な構造をしていることなどにより動物が餌を得られることを学習した結果、恒常に住み着いてしまうことなどが挙げられます。また、背の高い藪や資材置き場は、イノシシやアライグマなどの住処(すみか)として適している場合があります。こうしたことから、まずは地域で野生動物が住みづらい環境を作ることが重要です。</p> <p>また、万が一野生鳥獣に遭遇した場合は、ゆっくりと刺激を与えないよう立ち去ることが重要です。本市では積極的に人を襲うような動物は確認されておりませんが、子育て中や身の危険を感じて興奮する場合は襲ってくることもあります。見つめたり、威嚇することはむしろ危険な行為なのでないよう、地域の方の中で徹底してください。</p> <p>(経済部)</p> <p>農作物被害への対策といたしましては、侵入防止・生息環境管理が有効とされています。</p> <p>侵入防止につきましては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵などを設置することで、農地や集落への被害を抑えることが見込まれます。</p> <p>また侵入防止と同時に生息環境管理を行うことも大切です。</p> <p>隠れ場所となるような場所が近くにあると住み着いてしまいますので、定期的な狩り払いや収穫しない野菜の撤去などが有効とされております。</p>
	2 ごみステーションのカラス等対策として、網を使用しているが不十分で荒らされた後の清掃等が大変である。公用道路に固定はできないと思うので、設置している半固定ごみステーションで、良い集積方法はないか。	環境部 (資源循環推進課)	<p>カラス等対策として、生ごみを新聞紙等で包んで排出すること、ネットの縁にレンガ等を置いてカラスがネット内に侵入しにくい状態にすること、前日ではなく当日の朝に出すこと等が考えられます。</p> <p>上記の方法を近隣住民の方へ周知する方法の1つとして、資源循環推進課でごみステーションへの掲示物の用意がございますのでご利用についてご検討ください。また、折りたたみ式ごみボックスを使用する方法もございますので、そちらのご利用もあわせてご検討ください。</p>
	3 市では地域ごとに担当を決めて空地の雑草対策に取り組んでいるが、それでも隣地の雑草に悩んでいるとの声を聞く。市で年に複数回見回りをするとともに、地主へ強い指導をしてほしい。	環境部 (生活環境課)	市役所では、「木更津市まちをきれいにする条例」に基づき雑草処理対策本部を設置し、副市長を本部長に全庁を挙げて雑草処理対策に当たっており、地域ごとの担当が年に3回以上地域を回り雑草の調査を行っています。指導については、回数ごとに指導の濃淡をつけた対応を行っております。

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
7 子育てについて	1 木更津の発展のためには若い世代の取り込みが肝要。給食費無償化、保育料の無償化、保育士の給料増など若い世代に向けた政策を打ち出してほしい。	こども未来部 (こども保育課)  教育部 (学校給食課)	<p>(こども未来部)</p> <p>令和元年10月から、「幼児教育・保育の無償化」により3歳児～5歳児及び0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の保育料が無償となりました。課税世帯の0歳児～2歳児の保育料は、無償化の対象となっておらず、国の施策による無償化も予定されていないため、無償化を実施するにあたっては、全額市の負担となります。</p> <p>参考までに、令和7年度4月分の保育料が、約3,250万円ほどですので、年額に換算した場合、約3億9,000万円となります。</p> <p>また、本市は待機児童が発生しておりますことから、保育の提供体制の整備を行い、保育需要に応えていかなければなりません。保育の提供体制を整備するにあたって、保育士の待遇改善の取組みは不可欠であり、本市では、現在、民間保育施設に従事する保育士の給与に月額3万円を上乗せする補助を実施しております。さらに、保育士資格の取得をめざす学生への修学資金の支援を行い、市内に従事する保育士の確保にも取り組んでおります。</p> <p>引き続き、保育士の確保対策を講じるとともに、保育施設の整備による保育の提供量の確保に努め、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>(教育部)</p> <p>本市では、給食で使用した食材費については、保護者に負担していただくという方針であること、及び、今年の2月に国が令和8年度以降に小学校の給食費無償化、また、中学校についても早急に無償化をすると表明していることから、現在、本市では給食費の完全無償化については考えておりません。</p> <p>現在、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、県の補助金を活用した第3子以降無償化を実施しているほか、昨今の物価高騰の影響を考慮し、給食費を値上げすることなく、市で物価高騰分の食材費を負担することで、保護者の経済的負担の軽減を図っております。</p> <p>今後もこれらの取り組みを継続していきたいと考えております。</p>

## 令和7年度区長会連合会の意見に係る対応方針一覧

大項目	小項目	担当部	対応方針
8 公共施設計画について	1 市役所が2か所に分かれていると区長の仕事がやりづらいが、分庁の理由を伺う。	資産管理部 (庁舎準備室)	<p>市庁舎の整備につきましては、新たな土地の取得を極力回避し、社会状況の変化に柔軟に対応することや「みなとまち木更津」の再生を図ることに加え、市民の皆様に寄り添い親しまれる施設とすることを基本理念として取り組んでいるところでございます。</p> <p>中心市街地の活性化と市民の利便性向上の両立を目指すため、木更津駅直結の駅前新庁舎と広い駐車場を確保でき窓口を利用する市民の皆様にとってアクセスしやすい朝日新庁舎の2か所に市庁舎を整備することとしております。</p>
	2 祇園保育園の閉園後そのままの状態が続いているが、跡地を有効活用することが出来るか伺う。	資産管理部 (財産活用課)	<p>祇園保育園跡地につきましては、令和元年度に祇園区から売却見合せのご要望をいただき、本市もその意向を尊重し売却を見送っております。現在、建物の解体に向けて調整を進めておりますが、施設の状況や財政面などを踏まえ、具体的な時期は未定です。</p> <p>解体後の跡地利用はまだ決まっておりませんが、区でご検討の意向がございましたら、今後お伺いすることも可能です。</p>